

特記仕様書

業務名：元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務

項目	内容
1. 契約の方法種類	契約は、総価契約による「委託契約」とする。 履行方法は、一括履行による。
2. 総則	(1) 本特記仕様書は、「元町駅前公共空間再整備に係る基本計画検討業務」（以下「本業務」という）に適用する。 (2) 本特記仕様書に定めのない事項は、「設計業務共通仕様書（委託契約用）」に定めるものとする。本特記仕様書、「設計業務共通仕様書（委託契約用）」に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。 (3) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。 (4) 受託者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。 (5) 受託者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本市はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。 (6) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して本市の検査を受けること。
3. 業務概要	神戸市では、平成 27 年 9 月に「神戸の都心の未来の姿 [将来ビジョン]」を策定し、各プロジェクトを進めているところである。 また、JR 元町駅周辺においては、JR 西日本により JR 元町駅東口のバリアフリー化が検討されるとともに、今後、元町やウォーターフロント等への来訪需要の増加が期待される。 本業務では、JR 元町駅前の公共空間について、過年度成果や本業務による地元ワークショップの結果、鉄道事業者の方針等を踏まえ、道路線形や歩行者空間デザインの方向性等の整備の方針を取りまとめた基本計画の策定を行うことを目的とする。（対象エリアは別紙 1 のとおり）。
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
5. 履行場所	神戸市中央区元町通 1 丁目他（別紙 1）
6. 技術者	(1) 管理技術者 ① 以下のいずれかの資格を有すること ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画） ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） ② 過去 10 年以内（2015 年 4 月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。

	③ 同種業務とは「駅前空間の基本計画策定業務」とする。 (2) 照査技術者 以下の いずれかの資格を有すること。 ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画） ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） (3) 都市デザイン技術者 駅前空間全体の都市デザイン及び広場、街路など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。 ① 以下のいずれかの資格を有すること ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画） ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画部門） ・一級建築士 ② 過去 10 年以内（2015 年 4 月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。 ③ 同種業務とは「駅前空間の基本計画策定業務」とする。 (4) 土木設計技術者 駅前空間全体の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。 ① 以下のいずれかの資格を有すること ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一道路） ・技術士（建設部門 選択科目：道路） ・RCCM（道路） ② 過去 10 年以内（2015 年 4 月以降に完了したもの）に道路設計に関する業務の実績を有すること。 なお、前述に定める技術者は、前述の要件を満たせば同一の者が複数の技術者を兼ねることができるものとする。ただし、照査技術者は他の技術者を兼ねることはできない。
7. 関係仕様書及び 準拠すべき図書	・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書 ・神戸市道路設計・調査業務等 共通仕様書 ・標準構造図集（土木一般工事） ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例 ・道路土工構造物技術基準 ・道路土工指針 ・コンクリート標準示方書（設計編）（施工編） ・防護柵設置基準・同解説 ・舗装設計施工指針 ・道路構造令の解説と運用 ・神戸市道路設計指針（案）

	・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル ・神戸市歩道整備指針 ・ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - (令和2年3月 国土交通省 都市局 道路局) ・道路照明施設設置基準、同解説 ・照明施設設置基準 (神戸市建設局道路部工務課) ・LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン (案) ・神戸市公園施設標準図集 ・神戸市公園施設設計設置基準 ・神戸市消防用設備等技術基準 ・「高齢者障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省編) ・福祉のまちづくり条例逐条解説-特定施設整備編- (兵庫県編: 令和7年6月) https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks18/kendo-toshiseisaku/hukumachi/201209_renewal/todokede_kenchikukakunin2.html#jyoureihonbunkaisetusyo 上記の関連図書については、最新のものを参照し、契約期間内に関連図書が改定された場合には、本市担当者と協議のうえで判断するものとする。 なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。
8. 業務内容	元町駅前の公共空間再整備基本計画の策定を実施する。 1. 現状分析及び条件整理等 (1) 上位・関連計画、元町駅及び周辺の街の歴史の把握 (2) 元町駅周辺の街の動向に関する調査 (土地利用、来街者・住民・勤労者の特性等) (3) 現地踏査 (4) 類似事例の調査 駅前空間の再整備について類似する事例 (市内外問わず) について調査を行う。 (5) その他調査 その他必要な調査等があれば、提案の上、追加調査を行う。 (6) 条件整理 過年度成果や上記調査等の結果を基に元町駅前の公共空間における課題を整理し、基本計画の策定に向けた条件整理を行う。 2. 今後のあるべき姿の検討 上記1の結果及び過年度成果を踏まえ、元町駅及びその周辺エリアが果たすべき役割及び元町駅前公共空間の備えるべき機能等の今後のあるべき姿を検討する。 なお、今後のあるべき姿の検討にあたっては、「元町駅の成り立ち・特色」、「ウォーターフロントの起点・玄関口」、「周辺の駅前再整備 (新神戸駅、三宮駅、神戸駅) を踏まえた元町駅の方向性」等に留意すること。

3. 再整備（案）の検討

上記1、2を踏まえ、下記の内容について検討を行い、元町駅前公共空間の機能配置や道路線形、デザインの方向性を示した再整備案を作成する。再整備案それぞれについて、コンセプト、計画平面図、イメージ図、概算の事業費等を取りまとめた資料を作成する。

- (1) 歩行者等動線や滞留空間の設定
- (2) 高架下空間と一体となった広場の利活用方法（ほこみち制度の活用検討含む）
- (3) ロータリーの廃止（機能移転を含む）、交差点のスクランブル化
※中央幹線の西行3車線は確保すること。
- (4) 鉄道事業者及び高架下開発事業者等の各種施設の整備方針との整合
- (5) 駐輪場、喫煙所、交番等の移設、集約
- (6) 暑熱対策（日陰の創出等）
- (7) 植栽のあり方
- (8) ベンチ等のファニチャー類、照明柱の配置
- (9) 空間全体や各種構造物のデザインの方向性

なお、検討にあたっては、「ウォーターフロントの起点・玄関口（ウォーターフロントエリアへの回遊性、海を感じられるような仕掛けづくり等）」「高架下店舗と公共空間の一体性（ほこみち制度の活用等）」「三宮方面との連続性」「鯉川筋との連続性」「モトコーとの連続性」等に留意すること。

上記再整備案は、3案程度取りまとめを行うこととする。その後、本市担当者と協議のうえ決定した1案について再整備計画案として検討を進めるものとする。

4. 各項目の実現性検討

- (1) 交番の移設

駅前の交番について、パトカー等の車両進入経路や阪神電鉄の地下構造躯体の位置等を踏まえ、交番移設先の選定を行う。

- (2) 元町駅前交差点のスクランブル化

①人流調査

元町駅前交差点の現状の人流調査を行い、交差点のスクランブル化検討の基礎となるデータを整理する。

想定される調査内容

調査日：平日、休日各1日（7時～19時）

内容：交差点の南側及び西側横断歩道の往来数

※必要に応じて提案・追加すること。

②実現性検討

上記の調査の結果を踏まえ、交差点スクランブル化の必要性を整理するとともに過年度の車両交通量調査の結果も踏まえ、歩車分離の可否を検討する。

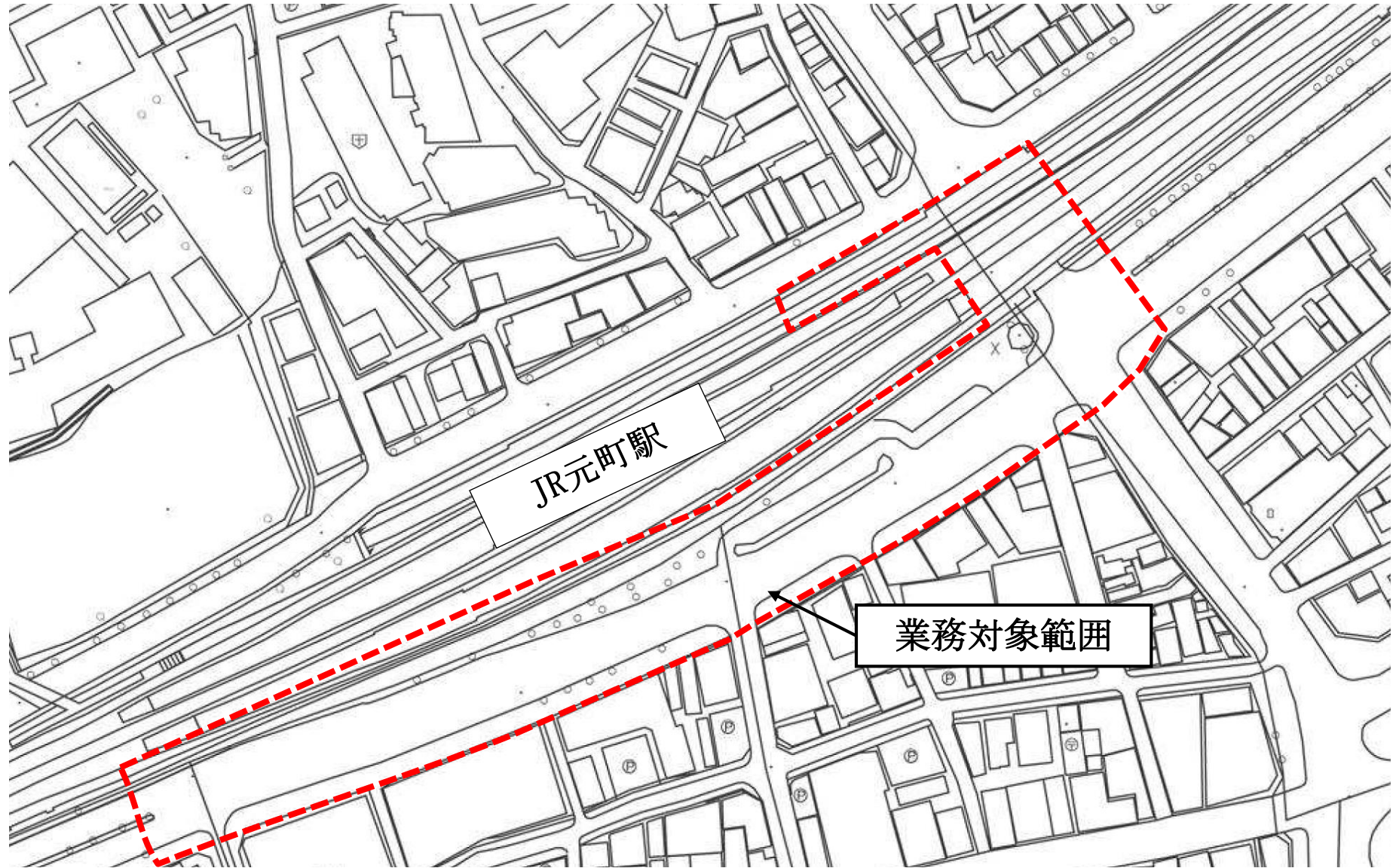
- (3) 駐輪場の集約

市が提示する地下埋設物や阪神地下躯体に関する図面類を精査し、改札へのアクセスや景観の配慮を踏まえた地下タワー式駐輪場の設置の可否及び設置位置に

	ついて検討する。 その他、改札へのアクセスや景観を配慮した上で、市が提示する駐輪需要台数を満たす駐輪方法を調査、検討する。 (4) その他 その他、基本計画策定に向けて、実現性の確認が必要な項目については、提案の上、追加する。 5. 地元ワークショップの運営等業務 (1) 会場設営、会議資料の作成 基本計画策定に向けて、地元の意見を集約する場として開催する地元ワークショップの運営等（各回のテーマの検討、資料作成、ファシリテーターの配置や備品の準備等を含む会場の設営等）を行う。 なお、地元ワークショップについては、今年度は2回程度開催するものとする。 また、本業務では、会場使用料は見込んでいないが、会場使用料が必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ※ワークショップの対象エリアは別紙2のとおりとする。 (2) ゲストスピーカーの招へい 必要に応じて、ゲストスピーカーを招へいし、話題提供又は意見聴取等を行う。 対象者は、発注者と協議の上、決定する。 (3) 議事録の作成 (4) 地元意見の反映 各回にて出た地元の意見について、内容を精査の上、適宜、再整備（案）への反映を行う。 6. 基本計画の策定支援 上記の3から5や関係機関との協議結果を踏まえ、再整備案を1つに絞り込み、計画を深度化し、1、2の内容を含め元町駅前の公共空間について道路線形や歩行者空間デザインの方向性等の整備の方針を取りまとめた基本計画を作成する。 計画にあたっては関係法令に基づき検討を行うこととし、不明な点が生じた場合は、必要に応じて関係機関に確認を行うこと。 7. 概算事業費の検討 本業務における検討結果をもとに、事業費を算出すること。 8. パースの作成 基本計画等に用いるパース含め、5枚程度パースを作成する。パースの視点場、アングルについては協議の上、決定する。 9. 協議用資料の作成 関係機関との協議資料の作成を行う（警察、交通事業者、鉄道事業者等）。
--	--

	10. 打ち合わせ（資料作成含む） (1) 庁内打ち合わせ 5回程度（業務着手時、中間、納品時等） (2) デザインに関する有識者会議 2回程度 11. 報告書作成 業務成果とりまとめた報告書を作成する。
9. 成果品	・業務報告書 紙：2部 データ（CD-R等）：2部 ・提出場所 神戸市都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課
10. 電子納品	本業務は神戸市簡易版電子納品の対象業務とし「神戸市電子納品運用指針（簡易版）（案）R3.4」に基づいて作成するものとする。
11. 担保期間	完成検査合格の当日より 12 箇月
12. 貸与品	・「JR 元町駅前ロータリー外の利用状況調査業務」令和4年度成果品 ・「JR 元町駅前公共空間のあり方検討業務」令和5年度成果品 ・「JR 元町駅前公共空間のあり方追加検討業務」令和6年度成果品 ・「元町駅及び駅前公共空間整備に係る調査業務」令和6年度成果品 その他、業務に必要な本市所有の関係資料は、協議の上（所定の手続きによって）貸与する。

別紙1 業務対象範囲



別紙2 ワークショップ対象エリア

